

大項目	中項目	他市の事例
パブリックコメント	パブリックコメントの実施に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント手続きにより意見を提出できる者の範囲に市に対して納税義務を有するもの、パブリックコメント手続きに係る利害関係を有する者の追加。(和光市) ・パブリックコメントを実施するときの公表事項(①事業の案を作成した背景、②事業案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点)(川口市、流山市) ・市民参加対象事業のパブリックコメントの義務化(逗子市)
	パブリックコメントの期間に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> ・執行機関は、パブリックコメントを実施するときは、少なくとも1月以上の意見及び情報の提出期間、提出方法を定めなければならない。ただし、提出期間について執行機関が特に必要と認めるときは、当該期間を短縮することができる。(草津市、川口市) ・パブリックコメントにおける意見提出期間は、公表した日から起算して30日以上でなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは30日を下回る意見提出期間を定めることができるが、その場合理由を明らかにしなければならない。(苫小牧市、四街道市、流山市、春日部市、坂戸市、北広島市) ・パブリックコメント手続きにおける意見の提出期間は、原則として20日以上とする。(和光市)
アンケート		<ul style="list-style-type: none"> ・執行機関は意向調査を実施したときは、非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。(草津市)
公募委員	審議会における公募委員の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・付属機関等における公募委員の比率は、原則として30%以上とする。(小金井市) ・原則として委員の総数の3分の1以上が公募の方法を通じて選任される市民等になるよう努めなければならない。(流山市) ・市民登録制度の導入。(春日部市) ・市民公募を5分の1以上盛り込む必要がある。(逗子市)
	公募委員の任期に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の在職数及びほかの審議会との委員との兼職状況等に配慮する。(和光市) ・付属機関等の委員は、原則として他の付属機関等の委員を二つ以上兼ねることはできない。ただし、臨時的、限定的に設置される付属機関の委員については、その他に、一つに限り兼ねることができるものとする。(小金井市) ・委員の任期は原則として3期までとする。ただし、専門的知識又は技能を必要とする付属機関等の委員の場合は、この限りではない。(小金井市) ・在職年数並びにほかの審議会等の委員との兼任状況を勘案する。(流山市、北広島市)
情報公開		<ul style="list-style-type: none"> ・会議の非公開の決定(①法令の規定により非公開とされている場合、②取り扱う内容に不開示情報が含まれている場合、③公開することで円滑な議事運営に支障が生じる場合)(苫小牧市) ・審議会等の会議を全部または一部を非公開とする場合には法令の定めがある場合を除き、審議会の長が会議に諮り多数決によって決定する。(流山市)
ヒアリングの導入		<ul style="list-style-type: none"> ・推進審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。(春日部市) ・推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。(坂戸市)
大規模施設の整備計画の条例化		<ul style="list-style-type: none"> ・事業費が概ね5億円以上の大規模の市の施設の設置に係る計画等の策定または変更(和光市、四街道市) ・市の施設のうち当該施設の性質及び建築等に要する費用の額を考慮して5億円以上のものの建築等に係る結果の策定または変更(苫小牧市) ・公共施設の設置に係る計画の策定または変更(流山市) ・市民参加の対象は、市政全般とする。(茅ヶ崎市) ・広く市民が利用する市の施設の新設・改良・廃止の決定と利用方法の決定(土別市) ・市の施設の設置、改修、用途変更等に係る計画等の策定または変更(逗子市)
参加者の役割		<ul style="list-style-type: none"> ・市民は基本理念にのっとり、自らの意見と行動に責任を持つだけでなく、市民相互の自由な意見を尊重し、積極的な市民参加をしよう努めるものとする。市民は、基本理念にのっとり、特定の個人または団体の利益ではなく、市全体の利益を考慮し、市民参加をしよう努めるものとする。(春日部市、坂戸市、逗子市)
市民参加の充実	市民参加の機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点の設置(市民グループ<NPO等民間非営利活動団体>との日常的な共同のための拠点の設置)(小金井市) ・政策過程の各段階に各号に掲げる効果が得られるよう市民参加の手法を選択する。「課題の発見」⇒市民ニーズの把握、「立案」⇒合意の形成および計画のパブリックチェック、「実施」⇒情報の共有、「評価」⇒成果のパブリックチェック(草津市) ・市は、条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価のいずれの過程においても、市民参加を推進するものとする。(茅ヶ崎市)
	市民参加に対する市民の意見の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、市に対し、市民参加の機会の提供を求めることができる。(茅ヶ崎市) ・市民は市民参加の手続きについて、苦情・意見等があるときは、市の執行機関に適切な対応を求めることができ、それを市民参加制度審査会に諮らなければならない。(逗子市)
新たな市民参加の手法	市民政策提案制度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民政策提案手続(市民が具体的な政策等を提案し、その提案に対し、市の機関が意思決定を行うとともに、その提案の概要、市の機関の考え方等を公表する一連の手続き)の導入(和光市) ・市民の提言制度(小金井市) ・市民政策提案制度(18歳以上の市民10人以上の連署をもって市に対し政策の提案をし、それに対し3か月以内に検討の結果を回答するもの)の導入(苫小牧市) ・市民提案手続(市民が20人以上の連署をもってその代表者から市の機関へ市民提案を行うことができる。市の機関は年2回その機会を求めることができる。)の導入(四街道市) ・市民は10人以上の連署をもって、市が事前に公表した事項(提案を求める政策の目的、提案できるものの範囲、提案方法および提出期間、その他)の中でその代表者が政策提案制度により対象事項について提案をすることができる。(流山市、北広島市) ・市民はその5人以上の連署をもって、規則に定めるところにより、市長等に対して政策の案を提出することができる。(茅ヶ崎市、春日部市)
	市民参加に係る市民との意見交換の場の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・市民会議(当該政策についての調査及び検討を行うため、市民が自主的に運営する会議をいう。)を設置し、その調査及び検討の結果について報告を受ける手法の導入(苫小牧市、四街道市) ・フォーラム(市民と実施機関及び市民同士の自由な意見等の交換会等)の開催(坂戸市) ・意見提出(意見聴取に基づかず、市民が市政に対する意見を市に提出すること)、懇親会(複数の市民の自由な意見交換をする集まり)の導入(川口市)
市民参加の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・市の政策の立案、実施及び評価の各段階において市民が意見を述べ、または提案することをいう。(北広島市) ・市が意思決定をする過程において市民が意見を述べ、または提案することにより行政活動に参加し、市政を推進することをいう。(逗子市) ・行政活動に関し市民が自己の意思を反映させることを目的として意見を述べ、または提案することをいう。(旭川市) ・市政に市民の意見及び情報を反映させるため、市の施策を策定するにあたり、市民が様々な形で参加することをいう。(坂戸市) ・広く市民の意見を反映させるため、市民が様々な形で行政活動へ自主的に参加することをいう。(春日部市) ・市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加することをいう。(川口市) ・執行機関が実施する政策における課題の発見、立案、実施、評価等の各過程における市民の主体的な参加をいう。(草津市)